

平成27年度における独立行政法人情報処理推進機構の中小企業者に関する契約の方針

平成27年10月
独立行政法人情報処理推進機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条に基づき、平成27年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

(1) 平成27年度の当機構における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が376百万円、比率が22.2%になるよう努めるものとする。

(2) 新規中小企業者向け契約目標については、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成27年8月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成29年度までに2%程度とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

また、平成26年度実績値が推計値であることを踏まえ、今後、新規中小企業者の契約実績等の把握に努める。

(参考値) 平成26年度新規中小企業者向け契約実績（推計値）
官公需総額に占める割合 約0.9%

(3) 推進体制の整備

- ① 官公需確保対策の円滑な推進に資するため、中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
- ② 推進本部の構成員は、総括担当理事を長とし、総務部長、財務部長、戦略企画部長、ソフトウェア高信頼化センター所長、セキュリティセンター長、国際標準推進センター長、IT人材育成企画部長、イノベーション人材センター長、HRDイニシアティブセンター長、情報処理技術者試験センター長とする。推進本部は、方針の策定、実績及び課題の把握等を業務とする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

(1) 官公需情報の提供の徹底

- ① 入札情報について、ホームページへの公示に加え、メールマガジン等の広報媒体を活用するなど、機構からの情報発信する仕組みを継続する。

- ② オープンカウンター方式（少額の随意契約）による調達についても、ホームページに調達情報を公示し、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。
 - ③ 年間発注予定表を策定し、ホームページへ掲載することによって、予見可能性を持たせ、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。
- (2) 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫
- ① 中小企業・小規模事業者が参加できるよう、物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとし、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
 - ② 中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。役務等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。
- (2) 契約相手が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すとともに、官公需施策の情報を提供するものとする。
- (3) 少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努めるものとする。
- (4) 事務局は、機構における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 推進本部は、本方針について、機構の調達担当課に対し、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- (2) 官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。